

公益的な組織（非営利法人・協同組合）と租税

中尾さゆり（税理士）

0. 研究したいこと

公益とは何か？そのコストをだれが負担すべきか？を公共サービスの原資としての税の観点から検討する。

1. 税とは何か？

①一般的な考え方

国や都道府県、市区町村では、私たちが健康で文化的な生活を送るために、個人ではできない様々な仕事（公共サービス等）をしています。このような「公共サービス」や「公共施設」を提供するためには、多くの費用が必要になります。その費用をみんなで出し合って負担しているのが「税金」です。（中略）私たちが納めた税金は、国民の「健康で豊かな生活」を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の財源となるのです。私たちは一人では生きていけません。税は、私たちが社会で生活していくための、いわば「会費」といえるでしょう。（国税庁 HP：税の意義と役割）

②課税の二つの機能（L.マーフィー、T.ネーゲル『税と正義』）

1) 公私分割

「ある集合的な決定手続きに従って、歳出のために社会の資源のどれくらいを政府の管理の下に置くのか、そしてどのくらいを私有財産として、私的個人の自由裁量の下に残すのかを決定する」

2) 分配

「私的所有という形態と公的に提供された利益という形態で、社会的生産物が異なった個人の間でどのように割り当てられるのかを決定する際に中心的な役割を果たしている。」

2. 公共サービスの金銭的なコスト負担

- (1) 国・地方公共団体が租税を財源として直接サービス提供
- (2) 国・地方公共団体が補助金等として公益的な組織に資金提供し、サービスを提供
- (3) 税制優遇により、本来、国・地方公共団体の歳入となる財源を直接公益的な組織が受け取り、サービス提供
- (4) 受益者負担により本人が負担

3. 税制優遇の形態

(1) 課税対象の範囲を限定する（収益事業課税）

（歴史的経緯）

戦前、公益法人等は現在の公共法人と同様に法人税が課されていなかった

戦後、シャープ勧告では免税資格を大蔵省が個々に審査した上で、免税資格を受けられない公益法人は、営利法人と同様に課税すべきと勧告。

1950年の税制改正により、収益事業課税を規定。当初 29 業種、現在 34 業種を課税対象とする。

(収益事業の範囲)

公益社団法人、公益財団法人では、公益目的事業は収益事業から除外される。

社会福祉法人も収益事業の範囲が限定的

(2) 税率を下げる

(3) 寄附税制により寄附者の租税負担を減少させる

(4) みなし寄附金により法人自体の税務上の利益(所得)を圧縮する

4. 現行の非営利法人・組合の課税の現状と考え方

(1) 現状

区分	公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人、宗教法人、労働組合	NPO 法人、政党法人、地縁団体、マンション管理組合、マンション建替組合、一般社団法人・一般財団法人（非営利型）	協同組合、医療法人、一般社団法人・一般財団法人（非営利型でないもの）
法人税法上の取扱い	法人税法上の公益法人等	それぞれの法人根拠法の規定により公益法人等とみなす	普通法人
法人税の対象	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税	全所得課税
税率	特例あり	原則なし	原則なし（協同組合、特定医療法人については軽減税率措置あり）
寄附金控除	特例あり	原則なし	なし
みなし寄附金	特例あり	原則なし	なし
利子配当源泉税	特例あり	原則なし	なし

*現行の非営利法人税制の詳細については、別紙参照

(2) 考え方

①非営利性（＝担税力がない）に着目するか、法人格により担保された「公益性」に着目するか

②公的サービス、行政の支出を肩代わりしているので非課税は当然か、「不特定多数の利益目的とした公益性」などより高いレベルの公益性が求められるか

5. 公益の担い手のコスト負担と税をどう考えるか？

① 公益とは何か？（税の負担との関係から見た公益のあり方）

② コストを誰が負担すべきか？受益者負担と公共サービス